

2026年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託

特記仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本特記仕様書は「2026年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という）の委託契約約款及び契約規程を遵守する。

(3) 件名

2026年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託

(4) 履行期限

令和9年3月31日

(5) 履行場所

公益財団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

(6) 業務対象位置

業務対象位置は、旧上瀬谷通信施設が存ずる瀬谷区北町、瀬谷町、中屋敷三丁目、旭区上川井町及びその周辺地区（国際園芸博覧会の会場区域は、旧上瀬谷通信施設約248.5haのうち、南側を中心に約100ha程度）とする（図-1 参照）。

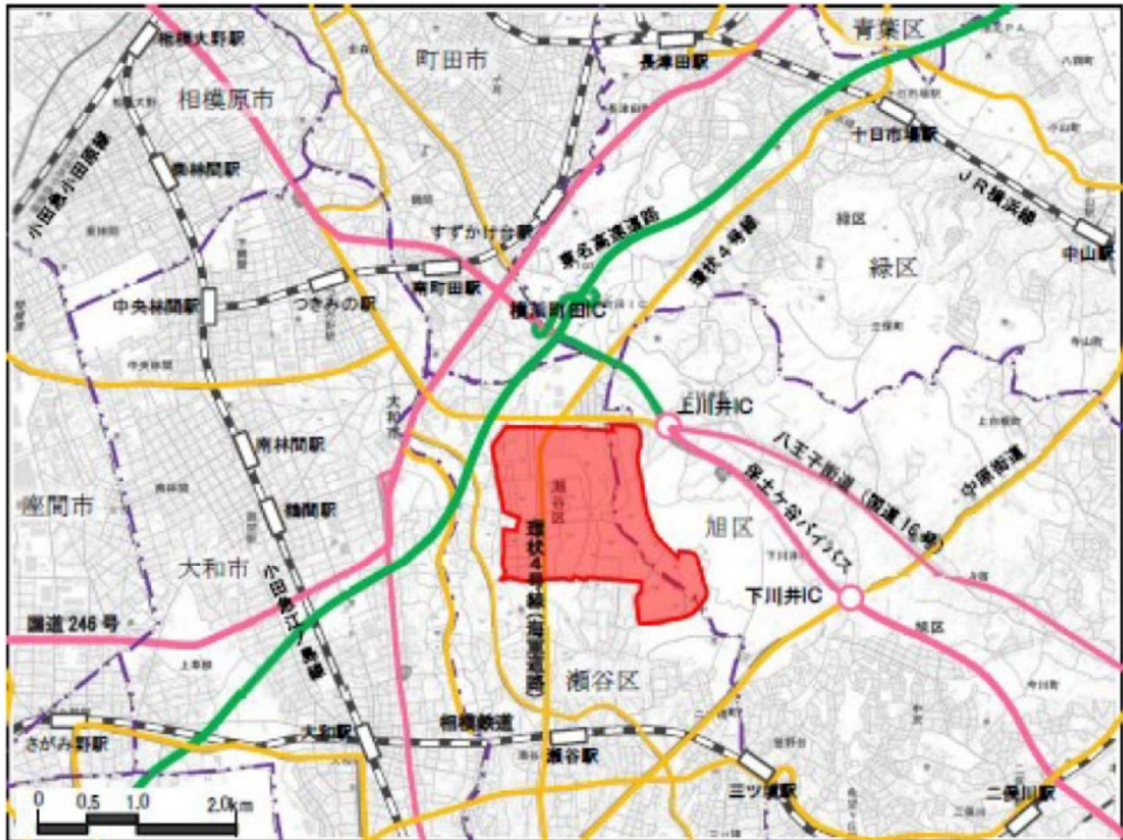


図-1 業務対象位置図

2 業務の背景及び概要等

(1) 背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」が設立され、2022年12月に「公益社団法人」として認定された。2027年3月の開催に向け、協会では、本博覧会の会場整備や運営等の検討を進めており、2023年1月に「2027年国際園芸博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、公表した。

本事業は、横浜市環境影響評価条例の対象事業であり、2024年9月に環境影響評価における評価書手続きを終了した。その後、評価書に示したとおり、工事中（開催前）・開

催中・撤去中（開催後）における事後調査を行うこととしており、本業務は事後調査を行うものである。

(2) 事後調査の全体概要

本博覧会に関する事後調査の全体概要を示すものとして、事後調査の実施時期を表- 1、事後調査の調査項目等を表- 2 に示す。

事後調査の期間は、令和8 年度（2026 年度）～令和10 年度（2028 年度）の3 か年を予定する。事後調査項目は、「生物多様性（動物、植物）」及び「地域社会（交通混雑）」である。

「生物多様性」については、事後調査計画の作成を令和 8 年度、現地調査を令和8 年度～10 年度、事後調査報告書の作成を令和10 年度にそれぞれ予定する。

「地域社会」については、事後調査計画の作成を令和 8 年度、現地調査・事後調査報告書の作成を令和 9 年度にそれぞれ予定する。

本業務は、一連の事後調査全体のうち、令和 8 年度分に相当するものである。

以上は、本博覧会の評価書で示した内容に基づいているが、より詳細な事項については、業務着手後に委託者から提供される事業計画等に関する最新情報を踏まえて検討し、委託者と協議の上、必要に応じて事後調査計画書に反映し、調査内容として確定するものとする。

表- 1 事後調査の実施時期（想定※1）

項目	区分	R8年度	R9年度	R10年度
生物多様性 （動物、植物等）	事後調査計画書	○※ 2		
	現地調査	動物1回、 植物2回 （開催前※3）	動物、植物各1回 （開催中）	動物1回、植物2回 （開催後※3）
	事後調査報告書			○※ 2
地域社会 （交通混雑）	事後調査計画書	○		
	現地調査		1 回 （開催中※4）	
	事後調査報告書		○	

※1 本博覧会の評価書で示した内容を基に整理した、現時点の想定である。

※2 生物多様性に関する事後調査計画書及び報告書は、開催前・開催中・開催後の全期間を対象とする。

※3 生物多様性の「開催前」は横浜市から引き渡しを受ける時期（令和 8 年度を想定）、「開催後」は横浜市に返還する時期（令和 9 ～10 年度を想定）とする。

※4 地域社会の「開催中」は、2027 年度5 月の大型連休期間を想定する。

表-2 事後調査の調査項目（想定※1）

項目	調査項目	調査地域	調査方法
生物多様性	保全対象種の生息・生育状況 （横浜市により移設・移植された保全対象種※2）	相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域 （保全対象種の移動移植地※2）	・横浜市が移設・移植した保全対象種（動物・植物）の生息・生育状況及びその環境について資料調査（土地区画整理事業で実施する事後調査等）を実施する。 ・その上で、情報を補完するため、横浜市の土地区画整理事業の調査手法に準じて、現地調査を実施する。
地域社会	交差点交通量、滞留長及び渋滞長、信号現示	会場周辺(11地点※3)	・交差点交通量は、ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。 ・滞留長及び渋滞長については、現地において15分ごとに距離を計測する。 ・信号現示については、朝/昼/夕/夜の各時間帯に3サイクル程度、信号のスプリット及びサイクル長を観測する。

※1 本博覧会の評価書で示した内容を基に整理した、現時点の想定である。

※2 調査対象種は、横浜市の土地区画整理事業により移設・移植された保全対象種とする。保全対象種の移設・移植地に関する情報は、業務着手後に、委託者より提供する。

※3 会場周辺の11 地点は、評価書で示した地点のうち地点1～6、地点8～12 の11 交差点とする。なお、地点8は、評価書で予測評価対象外であるが、会場や駐車場に近いことから、状況把握の参考として調査対象に含めている。

※2 生物多様性の調査対象種（想定）

	種名	個体移動		生息環境の創出			
		動物	生態系	湿地環境と草地環境		湧水起源の小水路環境	
				動物	生態系	動物	生態系
両生類	シュレーゲルアオガエル	○		○			
昆虫類	ハグロトンボ	○		○			
	ヤマサナエ	○		○			
	ナツアカネ	○		○			
	シオカラトンボ		○		○		
	クツワムシ	○					
	エサキコミズムシ	○		○			
	コマルケシゲンゴロウ	○		○			
	コガムシ	○		○			
魚類	アブラハヤ	○		○			
	ホトケドジョウ	○				○	○
底生動物	マルタニシ	○		○			
陸産貝類	スナガイ	○		○			

維管束植物	ミズニラ
	ヒメミズワラビ
	タコノアシ
	ヒロハノカワラサイコ
	ウスゲチヨウジタデ
	ヌマトラノオ
	アマナ
	ミズタカモジ
	セイタカハリイ
	ハリイ
付着藻類	チャイロカワモズク
	アオカワモズク
	シャジクモ
蘇苔類	イチョウウキゴケ

3 業務内容

ア 計画準備

業務計画書の作成、現地踏査を行う。

イ 事後調査計画書の作成

「2024年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託」の成果品である「2027年国際園芸博覧会 事後調査計画書（案）（工事中、開催中及び撤去中）」をもとに、下記事後調査計画書を作成する。

（ア）事後調査計画書（生物多様性）

「生物多様性（動物、植物、生態系）」に関する事後調査計画書を作成する。委託者から提供される事業計画等に関する最新情報を踏まえ、内容更新等を行う。

なお、次項「（イ）事後調査計画書（地域社会）」と統合して1つの計画書とするか、別々の計画書とするかについては、業務着手後に委託者より指示する。

（イ）事後調査計画書（地域社会）

「地域社会（交通混雑）」に関する事後調査計画書を作成する。

内容更新等の考え方は、前項「（ア）事後調査計画書（生物多様性）」と同様である。

ウ 事後調査の実施

（ア）事後調査（生物多様性：開催前）

「事後調査計画書（生物多様性）」に基づき、開催前における、生物多様性に関する事後調査（開催前）を実施する。調査項目は、土地区画整理事業により移動・移植された保全対象種の確認とする。

エ 委託者打合せ（5 回程度）

事後調査計画書の内容等について委託者との打合せを行う。

打合せの回数は、5 回程度（着手時、中間3 回、工期前）とする。

オ 関係機関協議（3 回程度）

委託者が行う関係機関との協議を支援する。

協議内容は事後調査計画書に関する事項等を想定する。関係機関は横浜市の環境影響評価担当部署（環境影響評価課）を想定し、回数は3 回程度とする。

カ 環境影響評価図書の印刷製本

以下の環境影響評価図書について、必要部数の印刷製本及び委託者等への提出を行う。

○事後調査計画書（生物多様性）：13 部想定

○事後調査計画書（地域社会）：13 部想定

キ 業務報告書の作成

上記の内容を業務報告書として取りまとめる。

4 成果品

本業務の完了時は、成果品として次の図書等を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたり、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

- ・ 報告書（ドッチファイル） ----- 3 部
- ・ 調査に関して作成した原稿、図面、データ -----一式
（Word 又はExcel で扱える形式とし、CD-ROM 等の電子媒体で提出）
- ・ その他、委託者が必要と求める関係資料 ----- 一式
- ・ 打合せ議事録 ----- 一式

成果品の納入先は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会とする。

成果品のすべては、委託者の所有とし、受託者は委託者の承認を受けずに使用及び公表してはならない。

5 留意事項

- 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認する。
- 関係する他業務との連携を図る。特に、会場計画、建築計画、ICT 計画、交通計画、展示計画、会場設計、輸送アクセス、植物計画、植物管理、会場運営、持続可能性等との連携を密にとる。
- 全ての業務内容は、委託者が提示する予算を基準に検討し、課題を整理した上で具体的な提案を行う。
- 本業務遂行に必要な完了済の各種委託業務成果品は、本業務契約締結後に委託者より貸与する。
- 委託者提供のGIS、CAD、写真等のデータについては、次を厳守する。
 - ア 目的外利用及び第三者への提供を行わない。
 - イ 利用は履行期間内とする。また、履行期間後5 日以内に委託者に返却する。
 - ウ 貸与データの管理は責任をもって行なうものとし、万が一、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合には、直ちに委託者へ連絡する。
- 委託者提供以外のデータ（国、県、市町村、その他の民間業者等が所有するデータ、インターネット上のデータ等、委託者以外の所有する全てのデータのこと）の取得、データの加工作業等が必要な場合には、委託者に確認を取ってから作業を行う。
- 委託者提供以外のデータを取得、データの加工作業等をする場合には適切な事務処理を行う。
- 業務上、現地を訪れる際には、事前に委託者と調整し、現地を訪れる概ね一週間前に改めて、委託者に連絡する。
- 上記にかかる事務的な処理は日時、場所、関係者、主な内容等の記録を作成する。

6 主な参考資料

業務で使用する主な参考資料は、以下の通りである。ただし、業務期間中にその改定等があった場合は、委託者に確認の上、最新版を入手し必要に応じて業務成果へ反映する。

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018 年 3 月）
- イ 2027 年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019 年 7 月）
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020 年 2 月）
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020 年 3 月）
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021 年 5 月）

カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)(2021 年 6 月)

キ 2027 年国際園芸博覧会基本計画(2023 年 1 月)

(2) 環境関連の条例等

- ・横浜市環境影響評価条例
- ・横浜市環境影響評価条例施行規則
- ・横浜市環境配慮指針
- ・横浜市環境影響評価技術指針
- ・環境影響評価に関する図書等の公表に係る実施要領(令和 3 年 3 月)
- ・横浜市の環境影響評価制度～図書作成ポイント等～(令和 3 年 11 月)
- ・本園芸博覧会に関する資料
- ・環境省レッドリスト等の各種リストの基準最新版
- ・その他、委託者が指定したもの

(3) 関連事業の環境影響評価図書

環境影響評価図書については、「2027 年国際園芸博覧会 環境影響評価書」(令和 6 年 8 月)をはじめとする本博覧会の図書のほか、以下の関連事業のものについても確認する。

- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業

7 その他

- 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従う。
- 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努める。
- 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他業務の受託者等と連携して行う。
- 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償する。
- 本仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受ける。
- 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達

コード」を遵守する。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/

- 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出する。
- 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
- 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理する。